

金属プレス製品製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	14～15	生産課作業場において、多軸タップ機を操作しているタップ工程作業中、治具の上に製品を置き手を引こうとした際に、誤って足踏みスイッチを押してしまい、タップ機が作動し、ドリル部が降りて左手甲部2ヶ所に当たり挫創した。	37～299	100
1	10～11	タップ加工作業中に製品に付着した切り屑を払っていたところ、右手中指付け根付近とタップが接触して巻き込まれた。（指先の巻き込まれ防止加工がされた手袋着用）その後、右手中指の脱臼骨折と診断され手術を行ったが、固定ピンを外すまでは完全な安静（手を使わない）を保つ必要がある。また、可動域が狭くなる等の後遺症がある可能性についても示唆された。	62～299	100
1	12～13	自社工場内にて金型の取り替え作業中、金型の調整中に右手親指の爪の外側をはさんで負傷し、5針縫合した（骨折はなし）。	58	—
1	14～15	マシニングセンターで工具長補正を行う際、チップコンベアー上のグリット上に立って作業を行っていた。加工原点に工具とテーブルを動かした際、テーブル横の切粉排出カバーとグリットに左足が挟まれ、左足甲と小指に裂傷、人差し指のつけ根を骨折した。切粉排出カバーとグリットの間は20mmしかなく普段は挟まれないが、グリットの間隔が55mmあるため、足先が入り引っ掛かったと考えられる。	40～99	50
1	10～11	FBM造型機にて作業中、オシレーシングコンベアのVベルト部分に異常があった為、手でゆるみを確認し運転を再開した際に、プウリーとVベルトの間に左手を巻き込み、親指を裂傷した。	34～29	10
		当社工場において外型抜きプレス作業中に最後の型抜きの時、プレスした品物		10

2	15~16	(商品)を手で取る際に誤ってプレス機のペダルを踏んでしまい、右手人差し指と中指を負傷したものである。(プレス作業時の安全機の作動等の注意点については日頃より会社が厳しく指導していた。)	59	~ 29
2	15~16	プレス機の金型の取りはずし作業中、はずした金型を載せる為にハンドリフトのツメをプレス機の高さに合わせて金型を手で押してプレス機からリフトのツメにスライドさせるように動かしていた時、金型の重みでリフトのツメが傾き金型を押さえていた手の方向に金型が滑りプレス機と金型との間に左手の中指が挟まってしまい負傷した。	55	~ 29
3	10~11	工場において、60tプレス機を使用してプレス加工業務を行っていた際、プレス機が作動中に誤って右手を入れてしまい、プレス機に右手薬指が挟まれて負傷した。	44	~ 29
3	13~14	第3工場L1-3ラインで材料切断加工作業中にポンチングプレス機 of 材料供給装置が動かなくなったので、駆動部分のVベルトを緩めようとして左手(手袋の着用無し)で引っ張ったところ、モーターが動き出して手前から奥に動くVベルトとモータープーリの間に小指が挟まって被災した。	46	~ 299
3	13~14	幅7cm×長さ50cm棒状アルミの穴あけ加工の作業のため、7トンワイドプレス機(横幅2m)で作業していた。通常はアルミに下部から左手を添えて作業するよう指導していたが、棒状で短いサイズのアルミのため、右手には注意をはらっていたが、体のバランスを取るため左手を金型の上部に添えてしまい、穴あけの足踏みスイッチを踏んでしまった。その際、機械のプレス部分に左手の中指と薬指の先端を挟んで負傷してしまった。	38	~ 29
3	18~19	プレス作業が終了し金型を外したあと、リフトに乗せるため金型を斜めにしようとして金型の下を持って動かしている際に、金型が乗っていたマクラから金型が滑り落ち、ボルスタと金型の間で左手を挟んだ。	45	~ 49
3	13~14	当社工場内において、20tプレスにて鋼の材料を切断する作業をしていた時、左親指で材料を押さえたまま、ペダルを踏んでしまったため、左親指の先を裂傷した。	68	1~ 9
3	11~12	当社工場内にて、ブラケット成形機が成形部品の排出エラーで停止した際、設備内に残った部品を取り除く時、排出エラーを解除した後、設備裏側から手を入れ部品	59	~ 100

		を取ろうとしたため設備が作動し、金型に左手小指を挟まれ負傷した。		299
4	17～ 18	当社工場内において、被災者は、400tのタンデムプレスにて鉄板加工中、タンデムプレスでの作業は二人で行い、一人が鉄板を配置しボタンを押すことでプレス加工し、もう一人はプレスされた鉄板を加工台から取り出す作業を行っていた。鉄板を取り出す作業を行っていた被災者は、プレスの安全センサー内部に入り込んで作業をしていたため頭部を挟まれ死亡した。	20	30～ 49
4	13～ 14	当社工場内において、新300tプレス機のインナーボディの金型を作業台からハンドリフターに載せる作業中、2人で金型をずらしながらハンドリフターの爪先に金型の端部を載せ、更に金型をリフターの方へ押し込んだところリフターが後進して作業台とリフターの間隙が生じ、その隙間に金型が落ち、金型を押さえていた右手が金型と作業台の間に挟まれた。	24	100～ 299
4	15～ 16	丸缶成形作業中、底蓋材補給の時にこぼれてしまい、あわてて拾おうとしたため停止レバー（クラッチ）を操作せずに手を出し、ターレットに挟まれ負傷した。	42	10～ 29
4	15～ 16	工場内のプレス機（200t）で作業中に金型から製品を押し上げるシリンダーが下りるのを確認せず、左手を入れてしまい誤って左手示指を挟んでしまった。	35	50～ 99
4	14～ 15	部品置台の下に、空箱と使用しないフットスイッチ等が収納してあった。その状態で手動式スポット機の電極を紙ヤスリで研磨していた時、空箱を足で押したため空箱の角がフットスイッチに当たり、通電状態で電極が下降した。その時上下電極との間に右手人差し指を挟み、爪を破損した。（現在フットスイッチは撤去、現在は手動で起動している）	48	10～ 29
5	11～ 12	工場油圧ベンダーを使用してMIM焼結後のゲートカット作業をしている時に、製品を機械にセットした後にズレが発生したので指でズレを直す際、誤ってフットペダルを踏んで指を機械に挟み、右手人差し指を負傷した。	32	10～ 29
5	13～ 14	当社工場内でフォーミング加工機の段取り中に、左右にスライドする保護カバー間（クリアランス20mm）に左手の第4指と第5指を挟んでしまい負傷した。	19	50～

				99
5	15～ 16	第2工場内でフォーミング機械を清掃していたところ、回転していたロールにウエスが巻き込まれ同時に右手が引き込まれてしまった。	49	10 ～ 29
5	16～ 17	本社工場内において、動力プレス機（フットスイッチ式35t）でステンレスSUS30A（厨房部品）の曲げ加工作業をしていた時、下の方から手を出して材料をセットした際、誤ってフットスイッチを踏んでしまい、光線式安全装置を使用していたにもかかわらず、手の位置が低すぎたためにセンサーが反応せず、金型が下降し、右手示指の先端に接触し負傷した。再発防止対策として、光線式安全装置の高さを調整し防護する範囲を広げる、また、作業の際は手を作業台にのせながらの材料設置はしないこととする。	67	10 ～ 29
5	13～ 14	プレス作業現場で、プレスした金属製品をAの場所からBのプレス済み製品置き場に両手で持って移動する際、製品と製品の間で右手の薬指を挟んでしまい打撲した。	39	10 ～ 29
5	14～ 15	派遣先の工場内で、仕事の中に機械の清掃をしている時に、左手を肘までローラーに巻き込まれ挫傷した。	50	100 ～ 299
5	15～ 16	製缶品を製作中、材料（直径約1600mm、重量約330kg）を吊りフックにワイヤーロープにて3点で吊り上げ、約30cm上ったところでケガキ線の確認をするためフランジの裏面を覗き込んだ時に、腕がワイヤーロープに当たり、フックが外れ材料が滑り落ちた。それと同時に作業者はバランスを崩し、右下腿が材料の下に入り、材料と地面との間に脛の辺りを挟まれた。	39	1～ 9
6	9～ 10	第二工場の1000tプレスでフライホイール成形1工程を作業中、成形後のワークを両手で掴んで取り出そうとしたところ、プレスラムが下降してきたため、上型とワークの間に手指を挟まれた。左手の人差し指・中指・薬指、及び右手の薬指・小指を損傷した。	62	50 ～ 99
	9～	当社工場内でプレス加工作業中、のどが乾いたので水を飲むため席を離れ、再び作業場所に戻り、加工を始めるためにキャスター付の椅子に座り、スタート用ペダル		1～

6	10	に足を乗せたところ、誤って椅子が動いたため手をついてしまい、右手中指、薬指が機械に挟まれて負傷した。	62	9
6	19~ 20	当日、当社工場にて、150tプレス機を用いて鉄板（250mm×150mm×2.3mm）の曲げ作業中、休憩の時間になり機械類の電源を落として離脱し、休憩後に作業を再開した際、品物のセット位置がずれたため右手で直そうとしたところ、誤ってフットスイッチを踏んでしまい、安全機のスイッチを入れ忘れていたため、降りてきたプレス機の型に右手、示指と中指を挟まれた。	48	30 ~ 49
6	14~ 15	当社工場において、金型をプレス機に取り付けるために、リフトで機械前に運んでもらい、リフトに乗せてあった金型を降ろすために両手で押して移動していた。金型を押した時、金型がバランスを崩して左に崩れてきた。避けようとしたが避けきれず、金型とプレス機の間で左手を挟み、左手人差し指を負傷した。	59	30 ~ 49
6	8~9	工場内でプレス機で穴開け加工をしている時、材料と機械の間に指を挟んだ。	59	1~ 9
7	16~17	工場内において、プレス作業をしていた際バリ等が発生したため、作業を中断して機械を操作（金型を上・下型確認する必要がある）切替スイッチが任意の場所を見間違えた。金型を外した後、型を確認して問題がなかったため再び取り付けの際にハンドスイッチで金型をつけながらおろした時に左手を挟んでしまったために事故が発生した。	69	10 ~ 29
7	16~17	当社工場でトイレに入りその後手洗い場から通路に侵入したため、作業中に移動していたフォークリフトに右足親指を踏まれ負傷した。	66	30 ~ 49
7	14~15	当事業場において、金物（縦5cm×横5cm×高さ3cm）を加工するため、25トンプレス機の下型に金物を設置したところ、プレス機の上型が下降し、左手を挟まれ指を負傷した。今後については空気圧制御を行っているロータリージョイントの老朽化が原因と考えられるので交換する。	52	10 ~ 29
7	11~12	金型交換中誤って左手中指を挟み負傷する。	54	1~ 9

7	14～ 15	スチール事業部第二工場にて、フットボタン式のスポット溶接機で、ナットを製品に溶着する加工作業中、製品を加工機にセットし、ナットを右手でセットしている最中に誤ってフットボタンを足で踏んでしまった。その際、右手を加工機から抜くのが間に合わず、機械に右手親指を挟んで負傷した。	28	1～ 9
9	9～ 10	工場内プレス機械にて、やかんの部品（縦50mm、横19mm、厚さ1mm）の曲げ加工中、部品をセットしペダルを踏んだ際に、落下した金型と部品の間に、右手示指・中指を挟まれ負傷した。	63	1～ 9
9	11～ 12	当社工場内において、金型の取り外しをするためにハンドリフターを差し込み、持ち上げようとしていた。その時、ハンドリフターを上げすぎたため金型が傾き、とっさに押さえようとして左手人差し指をはさみ負傷した。	49	10～ 29
9	13～ 14	本社工場1階通路にて、被災者が材料を納品に来た運転手に業務事項伝達の為に工場内通路を歩行中、本社勤務者が内線を使い、会話をしながらバック走行で運転するフォークリフトの左後輪タイヤが被災者の左足に乗り上げた。	58	50～ 99
9	8～9	本社工場で、リフトの荷卸し作業の手伝いをしているときに、リフトの運転手が操作を誤り、鉄製のパレットを倒してしまった。その際に、右手を鉄製のパレットに挟んでしまい、また、倒れてきた鉄製のパレットで、頭部を打った。	55	30～ 49
9	13～ 14	作業者が、当社工場内において自動ロボット機で生産中、パイプ加工品払い出しの左右の昇降リフトの上昇スピードが違うため、自動運転中スピコン調整する際に、誤って右手薬指爪半分位を、材料固定クランプに入れてしまい指先を挟んでしまった。	19	100～ 299
9	14～ 15	当社工場内にパワープレス機（60t）使用、菓子缶用鉄板の型抜き作業中、鉄板に油が付着して来た為、取るべく機械横手より左手を差し入れ鉄板を抜き取る作業中、途中で止まっていた上型が落下し左手指第1～3切挫傷（切断）したものである。	61	10～ 29
9	8～9	工場の二階工作室の前にある研磨機で、朝にH-92切断型上刃の表を研磨して裏を研磨するため研磨台から外そうとした時に、手袋が研磨石に引っかかり右手中指の先を切った。研磨石の回転が止まる前に作業をしたためである。	65	10～ 29

10	16～ 17	当社構内において、製品であるけん引式のトレーラーの車体を4人で押して保管場所に移動させているときに、すでに置いてあった別のトレーラーに勢い余ってぶつかってしまい、車体両の間に車体を持っていた右手薬指の第一関節部が挟まれ、負傷してしまった。	43	30 ～ 49
10	13～ 14	工場一階プレス加工現場45t単発プレス加工機（5号機）に金型をセットし加工を始めたが、不具合品が発生した為、安全器（センサー）を解除し確認を行った。確認後、加工を始めるにあたり解除を戻すことを忘れ、加工を始めたためセンサーが利かず、金型に指を挟んでしまい今回の事故となった。	54	10 ～ 29
10	15～ 16	コイルが押さえから外れて落下。それを保全する作業、コイルを定位置に戻す作業を2人（被災者と専務）でしていたら、また外れて落ちた。すぐに2人ともその場から離れようとしたが、被災者の方の軍手がコイルにくっついて離れなかったようのでコイルと床の間に指が挟まり事故が発生した。（手の甲が下側で指はコイルとコイルの間に挟まっていた。）	36	30 ～ 49
10	15～ 16	当社鉄工作業場にて機械部品を旋盤で制作中、材料をチャックに挟み、バイトで切削した。その後、仕上がりが粗かったため、材料をサンドペーパーで磨いていたところ、左手にはめた軍手がチャックに触れ手袋ごと回転し（機械は手前に回転する）、左手示・中・環指を負傷した。左手が回転した際に慌てて右手で左手をかばったため、右手示指中指も負傷したものである。	76	10 ～ 29
10	15～ 16	蝶番の中にピンをかしめる作業中に、プレス横で右手を挟んだ。	70	—
11	10～ 11	当社工場内においてプレス金型の嵌合の調整中、寸動にて調整していたところペダルを踏んでしまい、左手を挟み負傷した。	67	1～ 9
11	15～ 16	プレス機を使用して単一作業をしようとしたところ、設定を誤って連続作業モードに設定したことに気が付かないまま作業を行ってしまい、プレス機に左手を挟まれた。本来は安全装置が起動するが、事故が起きた際、安全装置が切れており、本人も安全装置が切れていることに気が付かず、作業をしてしまった。	43	10 ～ 29
11	9～ 10	工場内で35tプレスで鉄加工作業をしている時、両手押しボタンではなく足で踏むボタンで作動させており左手人差し指の第一関節より上部を切断した。	45	1～ 9

11	13～ 14	右手で安全治具を持って作業中、誤って作業に必要なのない左手を機械の上に載せてしまい、左手人差し指を負傷したものである。指の欠損となってしまった。	75	1～ 9
11	17～ 18	機械の清掃時に、ローラー部分に布が置いてあった為、機械の停止ボタンを押さずに右手で取り除こうとしたところ、ローラーに手を巻き込まれ人差し指、中指、薬指、親指を負傷し、右手甲の皮膚が一部剥がれた。	27	～ 299
12	10～11	工場内作業現場で建築物のプレス加工をしていたときに、プレス機の安全装置を切って足踏み作業をしていたため、右手の中指と薬指を切断し、小指にも怪我をした。	34	1～ 9
12	8～9	製作所でプレス機安全一工程モードにて加工中に、曲げ角度が一定しないので、寸動モードにて1個加工調整し、2個目に寸動モードを元に戻さず安全一工程だと勘違いして右手を挟んでしまった。	37	～ 29
12	8～9	井戸水ポンプを解体中、本体とパイプを外す作業をしていたところ、上部接続部をパイプレンチで外したとき、自重でパイプが落下し、固定用バイス・レンチ・パイプの間で支えていた両手を挟まれた。	47	～ 99
12	9～10	本工場内で、60tプレス機（9号機）を使用し、重機フィルター部品の5工程中、3工程目の加工中に、本来両手押しで作業をすべきところ、フットスイッチを使って作業中に、左手で材料を金型にセットした際、タイミングを誤ってプレス機を作動させ、左手中指および人差し指先端（第1関節付近まで）を挟み込んで負傷した。	20	～ 29

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to：[https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)